【参考】情報共有システム内に準備されている帳票以外の書類の提出

- 1. システム内帳票の【工事打合せ簿】を鏡として使用し、提出する書類を<mark>添付資料</mark>として アップロードする。
- 例)施工体制台帳の提出の場合

【鏡】



【添付資料】



- 2. 決裁欄がある徳島県指定の様式においては、鏡として使用する【工事打合せ簿】の 決裁欄を使用することとし、徳島県様式の決裁欄への押印は不要とする。
- 例) 材料使用承諾願の提出の場合

【鏡】



